

(証券コード 4392)  
2021年3月12日

株 主 各 位

大分県大分市東大道二丁目5番60号  
F I G株式会社  
代表取締役社長 村井 雄司

### 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主様には、感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。併せて、入場制限の実施により議場への入場をお断りする場合がありますことをご通知申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月29日（月曜日） 午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 大分県大分市府内町二丁目1番4号 トキハ会館 5階「ローズ」
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第3期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第3期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以上

### 【議決権の行使等についてのご案内】

- ◎株主様ご本人に代わって、当社の議決権を有する他の**株主1名**を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議決権行使書面による議決権行使は、株主総会前営業日（2021年3月26日（金曜日））の午後6時到着分まで受付いたしますので、お早めにご送付くださいますようお願いいたします。
- ◎議決権行使書面による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いさせていただきます。

### 【インターネットによる開示について】

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.figinc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

### 【お願い】

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

### 【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

- ◎感染拡大防止のため、座席数を削減し、入場制限を行います。
- ◎会場入り口で非接触型体温計により検温を実施させていただきます。体調不良と見受けられる方の入場をお控えいただく場合がございます。
- ◎会場ではマスクの着用、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応の詳細及び株主総会の運営に大きな変更が生じた場合はインターネット上の当社ホームページにてお知らせいたします。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動が抑制されるなど多大な影響が発生しております。

当社グループは、感染防止策を講じてお客様と従業員の安全確保を図るとともに、オンラインなどの活用により事業活動を継続し、お客様の事業をサポートしております。メイン事業である情報通信事業はストックビジネスの基盤拡大により好調であったものの、装置等関連事業の業績が低迷しております。

また、主な特別損益として、退職給付制度改定益を特別利益に計上し、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,333百万円（前年同期比8.7%増）、営業損失は284百万円（前年同期は47百万円の営業利益）、経常損失は256百万円（前年同期は73百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は169百万円（同222.0%増）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして「新規事業」を新たに追加しております。

#### <情報通信事業>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主力顧客（タクシー・バス・物流・ホテルの事業者）のうち、タクシー・バス事業者が乗客減少とホテル事業者が宿泊客減少の影響を大きく受けております。しかしながら、月額定額制のストックビジネスの基盤拡大を続けていたことから、当社グループへの影響は最小限に留まり、業績は好調に推移しました。

また、物流向けは好調であり、タクシー向けも決済の月額定額プランが好調に推移しました。

この結果、外部顧客への売上高は、6,680百万円（前年同期比34.8%増）、営業利益は887百万円（同172.4%増）となりました。

#### <装置等関連事業>

新型コロナウイルス感染拡大に加えて、米中貿易摩擦の長期化が影響しました。主力の自動車関連にて顧客の設備投資計画の見直しにより受注案件が減少し、価格競争が激化する中で利益率の悪化が続いております。そのような中、5GやAI、IoTなど需要が見込まれる新分野の開拓受注をすすめておりましたが、新規開発段階での赤字案件が発生するとともに、新型コロナウイルスの終息が不透明な中で受注案件の納品にも期ずれ等が発生しております。

この結果、外部顧客への売上高は、3,652百万円（前年同期比19.7%減）、営業損失は695百万円（前年同期は162百万円の営業利益）となりました。

#### <新規事業>

「新規事業」は、主にマンション等の不動産賃貸事業であり、現時点では該当の賃貸用マンションを建設中の為、当連結会計年度の収益計上はありません。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,072百万円の調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,522百万円であり、主な内容は次のとおりであります。

建設仮勘定	賃貸マンション建設工事	912 百万円
土地	賃貸マンション建設用地	268 百万円
ソフトウェア	制作費用等	184 百万円

## (4) 財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2018年12月期)	第2期 (2019年12月期)	第3期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	8,602	9,504	10,333
営業利益又は損失 (△) (百万円)	507	47	△284
経常利益又は損失 (△) (百万円)	554	73	△256
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	273	52	169
1株当たり当期純利益 (円)	10.69	1.87	5.84
総 資 産 (百万円)	11,902	13,177	15,294
純 資 産 (百万円)	7,761	8,002	8,311
1株当たり純資産額 (円)	274.33	274.46	280.05

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、継続的に事業規模を拡大させていくために下記課題への対応が必要であると考えております。

### (1) 事業展開について

全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会構造や価値観の変容をもたらしました。オンライン化・リモート化による働き方改革や生活者の消費行動のデジタル化など、新型コロナウイルス禍にあっても社会が機能し、経済が成長するためにデジタル強靱化社会の実現が求められています。

当社グループは、バーチャルな情報通信とリアルな装置等製作で培った技術を融合したIoT分野でのサービスを提供することでスマートな社会の実現を目指しており、オープンイノベーションの活用やAPI連携を推進してまいります。

事業の重要課題としては、このような環境下においても、安定的な収益と競争優位性の確保と考えております。

メイン事業である情報通信事業では、ストックビジネスへのシフトを加速することを事業の重要テーマとして掲げており、顧客のニーズに合った新規サービスの開発及び柔軟なプライシングにより、既存のフロー＆ストック（モノ売りからのサービス展開）のビジネスモデルから月額定額化のサブスクリプションモデルを推進してまいります。また、キャッシュレス決済のニーズも高まっていることから、得意とする公共交通分野をメイン市場としたペイメントサービスの強化を図ってまいります。

そして、急務と考えておりますのが、業績が低迷している装置等関連事業の黒字化であります。足元では受注ベースで回復の兆しもあるものの、営業力強化と原価管理を徹底し早期の業績回復を目指してまいります。

### (2) 技術者の確保、人材育成について

当社グループが属する業界において、技術者不足といわれるなか優秀な技術者を確保することは、企業の発展、成長に欠かせない要件であります。当社グループにおいても、多方面への採用活動を行い、優秀な技術者の確保に努めてまいります。

また、当社グループにおいては人材が大きな財産であり、会社を発展、成長させるための重要な課題として、人材育成があります。高度な技術力の向上はもとより、プレゼンテーション能力の向上、ヒューマンスキルの向上を図り、顧客に最も信頼される人材、組織を作ってまいります。

### (3) 内部統制による業務の標準化と効率化

急速な事業規模拡大により社員数が増加するなか、業務の標準化と効率化の徹底が、今後の継続的な成長性を左右するものと考えております。このために、今後益々、内部統制を機能させるための環境を柔軟かつ適正に整えていくことが重要であると判断しております。当社グループは、内部牽制体制や内部監査の強化等を図り、統制活動を通じ業務効率の改善に努めることで、当社グループの企業価値を最大限に高める努力をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
モバイルクリエイト株式会社	300百万円	100.0%	移動体管理システムの開発・販売・レンタル・リース並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守等	大分県 大分市
株式会社石井工作研究所	300百万円	100.0%	半導体・自動車関連製造装置及び金型等の製造・販売並びに不動産・建築関連事業	大分県 大分市
株式会社ケイティーエス	98百万円	100.0%	ホテル事業者向けのマルチメディアシステムの開発・運用・保守及び半導体の基板事業、製造装置事業	大分県 杵築市
ciRobotics株式会社	45百万円	100.0%	無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・施工・保守管理・販売及び輸出入	大分県 大分市
株式会社オプトエスピー	22百万円	100.0%	自社製通話録音システムの開発・販売、システム受託開発	東京都 新宿区
株式会社プライムキャスト	30百万円	100.0%	物流向けシステム及びバーチャルリアリティシステム関連ソリューションの開発	東京都 千代田区
沖縄モバイルクリエイト株式会社	20百万円	100.0%	沖縄県におけるモバイルクリエイト社提供の情報通信システムの保守・管理等	沖縄県 那覇市
株式会社トラン	70百万円	100.0%	観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業	東京都 港区
株式会社M. R. L	20百万円	100.0%	モバイルクリエイト社製品のレンタル・リース	大分県 大分市
Mobile Create USA, Inc.	55万USD	100.0%	モバイルクリエイト社製品の製造販売及び新規事業創出	米国 カリフォルニア州
InfoTrack Telematics Pte. Ltd.	542万USD	67.9%	運輸・物流業における位置情報サービスの提供	シンガポール

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社の連結子会社であるモバイルクリエイト株式会社は、2020年3月31日にInfoTrack Telematics Pte. Ltd.の出資持分を追加取得したことに伴い同社を子会社（当社の孫会社）といたしました。また、InfoTrack Telematics Pte. Ltd.の子会社であったInfoTrack Telematics Pvt. Ltd.は同日付で当社の曾孫会社となりました。

3. 当社は、2020年7月8日に株式会社プライムキャストの株式を取得し、完全子会社といたしました。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	株式の帳簿価額	当社の総資産額
モバイルクリエイイト株式会社	大分県大分市東大道二丁目5番60号	3,144 百万円	10,669 百万円
株式会社石井工作研究所	大分県大分市東大道二丁目5番60号	3,687 百万円	

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
情報通信事業	移動体管理システムの開発・販売・レンタル・リース・運用・保守等 ホテル事業者向けのマルチメディアシステムの開発・運用・保守等 無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・販売・保守等 自社製通話録音システムの開発・販売等 観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業等
装置等関連事業	半導体・自動車関連製造装置・金型等の製造・販売等
新規事業	不動産賃貸事業

(8) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

名称	所在地
本社	大分県大分市

(注) 子会社の所在地は、前述の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりです。

## (9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

### ①当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減
682 名	99 名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、当社グループ外への出向者（3名）は含まれておりません。  
2. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員及びパート社員）37名は含まれておりません。  
3. 従業員数の増加の主な要因は、InfoTrack Telematics Pte. Ltd.及び株式会社プライムキャストの連結子会社化によるものであります。

### ②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 名	2 名増	41.8 歳	7.7 年

- (注) 当社従業員は全て他社からの出向者及び他社との兼務者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社大分銀行	2,390 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	698 百万円
株式会社三井住友銀行	558 百万円
三井住友信託銀行株式会社	450 百万円
株式会社伊予銀行	100 百万円



## 2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 31,084,515 株
- (3) 株主数 19,744 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
村井 雄司	4,244,000 株	13.65 %
イノベーション株式会社	3,347,000 株	10.76 %
モバイルクリエイト株式会社	1,917,553 株	6.16 %
F I G従業員持株会	1,188,983 株	3.82 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	637,100 株	2.04 %
株式会社大分銀行	600,000 株	1.93 %
フューチャー株式会社	600,000 株	1.93 %
青木 義行	400,000 株	1.28 %
株式会社インターネットイニシアティブ	400,000 株	1.28 %
第一交通産業株式会社	400,000 株	1.28 %

- (注) 1. 持株比率は自己株式（667株）を控除して算出しております。  
2. 子会社であるモバイルクリエイト株式会社が所有する株式については、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村井雄司	モバイルクリエイト(株) 代表取締役社長 (株)石井工作研究所 取締役 (株)ケイティーエス 取締役
取締役	佐藤一彦	専務執行役員 (株)石井工作研究所 取締役会長
取締役	岐部和久	執行役員社長室長 モバイルクリエイト(株) 取締役執行役員営業部部长 (株)トラン 取締役 (株)M.R.L 取締役 Mobile Create USA, Inc. CFO 沖縄ICカード(株) 監査役
取締役	阿知波孝典	執行役員グループ統括部長 モバイルクリエイト(株) 取締役執行役員経営企画室長 (株)石井工作研究所 取締役執行役員経営企画室長 ciRobotics(株) 取締役 (株)ケイティーエス 取締役 (株)オプトエスピー 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山口登	モバイルクリエイト(株) 監査役 (株)石井工作研究所 監査役 ciRobotics(株) 監査役
取締役員 (監査等委員)	山田耕司	(株)ダイプロ 代表取締役会長 一般社団法人大分県LPガス協会 会長
取締役員 (監査等委員)	原口祥彦	弁護士 弁護士法人アゴラ 業務執行社員 (株)グランディーズ 社外取締役
取締役員 (監査等委員)	渡邊定義	税理士 渡邊定義税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役（監査等委員）渡邊定義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。  
 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。  
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
執行役員	森本昌章	モバイルクリエイト(株) 取締役常務執行役員
執行役員	尾石上人	モバイルクリエイト(株) 執行役員技術部長 (株)ケイティーエス 取締役 ciRobotics(株) 取締役 (株)オプトエスピー 取締役

役名	氏名	担当
執行役員	大地隆広	戦略事業部長 モバイルクリエイト(株) 執行役員商品企画部長兼営業部長
執行役員	永松和也	管理部長 モバイルクリエイト(株) 執行役員管理部長
執行役員	中村昭彦	(株)石井工作研究所 代表取締役社長
執行役員	本地洋一	(株)ケイティーエス 代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うとする契約を締結しております。

## (3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	118百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	19百万円 (7百万円)
合計 （うち社外役員）	12名 (3名)	137百万円 (7百万円)

- (注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会終結時をもって退任し執行役員に就任した取締役（監査等委員を除く）4名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年3月25日開催の定時株主総会において、それぞれ年額200百万円以内、年額30百万円以内と決議されております。
3. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）17百万円）を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役（監査等委員）の兼任の状況

氏名	兼任する会社、法人等	兼任の内容
山田耕司	(株)ダイプロ 一般社団法人大分県LPガス協会	代表取締役会長 会長
原口祥彦	弁護士法人アゴラ (株)グランディーズ	業務執行社員 社外取締役
渡邊定義	渡邊定義税理士事務所	所長

(注) 当社と上記会社、法人等との間に重要な取引関係はありません。

## ②社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	活動状況
山田 耕司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席、監査等委員会15回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
原 口 祥彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席、監査等委員会15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
渡 邊 定 義	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席、監査等委員会15回のうち14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	38 百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の妥当性などを検討した結果、適切であると判断したため、当該報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会社法第399条の2に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>[ 8,461 ]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[ 4,725 ]</b>
現金及び預金	2,341	支払手形及び買掛金	963
受取手形及び売掛金	2,200	短期借入金	1,625
リース投資資産	1,898	1年内償還予定の社債	316
製品	391	1年内返済予定の長期借入金	811
仕掛品	905	未払法人税等	223
原材料	542	未払消費税等	83
その他	205	賞与引当金	51
貸倒引当金	△25	製品保証引当金	21
<b>【固定資産】</b>	<b>[ 6,833 ]</b>	その他	628
<b>(有形固定資産)</b>	<b>4,206</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>[ 2,257 ]</b>
建物及び構築物	1,133	社債	33
機械装置及び運搬具	212	長期借入金	1,926
工具、器具及び備品	80	繰延税金負債	89
レンタル資産	156	役員退職慰労引当金	78
土地	1,709	退職給付に係る負債	107
リース資産	2	その他	22
建設仮勘定	912	<b>負債合計</b>	<b>6,983</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>852</b>	(純資産の部)	
のれん	406	<b>【株主資本】</b>	<b>[ 8,123 ]</b>
ソフトウェア	408	資本金	2,000
ソフトウェア仮勘定	32	資本剰余金	3,839
その他	4	利益剰余金	2,739
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>1,774</b>	自己株式	△455
投資有価証券	574	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>[ 44 ]</b>
繰延税金資産	135	その他有価証券評価差額金	45
長期未収入金	886	為替換算調整勘定	△0
その他	192	<b>【新株予約権】</b>	<b>[ 126 ]</b>
貸倒引当金	△15	<b>【非支配株主持分】</b>	<b>[ 17 ]</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,294</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,311</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,294</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		10,333
売上原価		8,031
売上総利益		2,302
販売費及び一般管理費		2,587
営業損失		284
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	13	
補助金収入	69	
その他の	11	94
営業外費用		
支払利息	27	
支払手数料	6	
為替差損	8	
固定資産除却損	16	
その他の	7	66
経常損失		256
特別利益		
退職給付制度改定益	756	756
特別損失		
段階取得に係る差損	10	
投資有価証券評価損	80	91
税金等調整前当期純利益		409
法人税、住民税及び事業税	273	
法人税等調整額	△30	243
当期純利益		165
非支配株主に帰属する当期純損失		3
親会社株主に帰属する当期純利益		169

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当 期 首 残 高	2,000	3,841	2,714	△570	7,985	△4
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△143		△143	
親会社株主に帰属する当期純利益			169		169	
自己株式の取得				△0	△0	
自己株式の処分		△2		114	112	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						50
当 期 変 動 額 合 計	-	△2	25	114	137	50
当 期 末 残 高	2,000	3,839	2,739	△455	8,123	45

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△3	△82	△90	106	-	8,002
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△143
親会社株主に帰属する当期純利益						169
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	82	135	19	17	171
当 期 変 動 額 合 計	2	82	135	19	17	309
当 期 末 残 高	△0	-	44	126	17	8,311

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>[ 1,104 ]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[ 2,204 ]</b>
現金及び預金	449	短期借入金	1,610
未収入金	50	1年内返済予定の長期借入金	525
前払費用	7	未払金	44
関係会社短期貸付金	470	未払消費税等	16
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	116	その他	8
その他	11	<b>【固定負債】</b>	<b>[ 755 ]</b>
<b>【固定資産】</b>	<b>[ 9,565 ]</b>	長期借入金	755
(有形固定資産)	0	<b>負債合計</b>	<b>2,959</b>
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
(無形固定資産)	11	<b>【株主資本】</b>	<b>[ 7,583 ]</b>
ソフトウェア	10	資本金	2,000
その他	1	資本剰余金	5,362
(投資その他の資産)	9,552	資本準備金	500
関係会社株式	8,045	その他資本剰余金	4,862
関係会社長期貸付金	1,500	<b>利益剰余金</b>	<b>221</b>
繰延税金資産	7	その他利益剰余金	221
		繰越利益剰余金	221
		自己株式	△0
		<b>【新株予約権】</b>	<b>[ 126 ]</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,710</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,669</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,669</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営 業 収 益</b>		
関係会社受取配当金	162	
経 営 指 導 料	557	719
<b>営 業 費 用</b>		
販売費及び一般管理費	476	476
<b>営 業 利 益</b>		<b>242</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	5	
受 取 手 数 料	2	7
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	7	
支 払 手 数 料	6	14
<b>経 常 利 益</b>		<b>236</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>236</b>
法人税、住民税及び事業税	29	
法 人 税 等 調 整 額	△5	23
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>213</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日

(単位：百万円)

	株主資本					利益剰余金	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000	500	4,864	5,364	163	163	
当期変動額							
剰余金の配当					△155	△155	
当期純利益					213	213	
自己株式の取得							
自己株式の処分			△2	△2			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△2	△2	57	57	
当期末残高	2,000	500	4,862	5,362	221	221	

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△0	7,527	106	7,634
当期変動額				
剰余金の配当		△155		△155
当期純利益		213		213
自己株式の取得	△114	△114		△114
自己株式の処分	114	112		112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			19	19
当期変動額合計	△0	55	19	75
当期末残高	△0	7,583	126	7,710

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

F I G 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、F I G株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

F I G 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、F I G株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

F I G株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山	□	登	Ⓜ
監査等委員	山	田	耕 司	Ⓜ
監査等委員	原	□	祥 彦	Ⓜ
監査等委員	渡	邊	定 義	Ⓜ

(注)監査等委員山田耕司、原口祥彦及び渡邊定義は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
総額155,419,240円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年3月30日（火）

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、独立社外取締役である監査等委員3名が委員を務める任意の指名報酬委員会において、取締役として適任であるかについて審議されております。監査等委員会においても、任意の指名報酬委員会の審議内容を踏まえて協議した結果、指名手続きは適切に行われており、各候補者は、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 村井雄司 (1964年7月15日生)	2002年12月 モバイルクリエイト(株)代表取締役社長(現任) 2010年6月 (株)M.R.L 代表取締役社長 2015年6月 ciDrone(株)(現ciRobotics(株)) 取締役 2015年6月 (株)石井工作研究所取締役(現任) 2016年11月 (株)オプトエスピー取締役 2018年4月 (株)トラン代表取締役会長 2018年7月 当社 代表取締役社長(現任) 2019年12月 (株)ケイティーエス取締役(現任)	4,244,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 村井雄司氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイト株式会社の創業者として、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、2018年7月の当社設立と共に代表取締役社長に就任しました。当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップと実績に裏付けられた決断力・実行力により、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献していただけると判断し選任しております。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 佐藤一彦 (1947年12月1日生)	1971年4月 (株)大分銀行入行 2002年7月 大銀アカウンティングサービス(株)取締役統括部長 2009年6月 同社 代表取締役社長 2011年11月 モバイルクリエイト(株)入社管理部長 2012年1月 同社 取締役管理部長 2013年7月 (株)M.R.L 取締役 2015年6月 モバイルクリエイト(株)取締役 2015年6月 (株)石井工作研究所代表取締役社長 2018年7月 当社 取締役 2020年3月 (株)石井工作研究所取締役会長(現任) 2020年3月 当社取締役専務執行役員(現任)	12,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 佐藤一彦氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイト株式会社に入社以来、同社管理部門の要職を歴任し、2015年6月に当社グループの中核企業である株式会社石井工作研究所の代表取締役に就任しました。2018年7月の当社設立と共に取締役に就任し、専門性の高い知識と経験を活かし、当社グループの経営に大きく寄与していただけると判断し選任しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当 社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div>  岐 部 和 久 <small>き べ かず ひさ</small> (1971年10月21日生)	2007年 2 月 (株)さとうベネック入社 経理部長 2009年 7 月 同社 管理部長 2012年11月 モバイルクリエイイト(株)入社 経理課長 2013年 7 月 同社 経営企画課長兼経理課長 2013年11月 沖縄ICカード(株)監査役 (現任) 2014年12月 (株)トラン取締役 (現任) 2015年 6 月 モバイルクリエイイト(株)管理部長 2015年 6 月 (株)石井工作研究所取締役 2015年 8 月 (株)M.R.L 取締役 (現任) 2015年 8 月 モバイルクリエイイト(株)取締役管理部長 2015年10月 Mobile Create USA, Inc. CFO (現任) 2016年 6 月 モバイルクリエイイト(株)取締役経営企画室長 2016年 6 月 InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役 2016年11月 (株)オプトエスピー取締役 2018年 7 月 当社 取締役経営企画室長 2019年 2 月 当社 取締役社長室長 2019年 2 月 モバイルクリエイイト(株)取締役営業部部长 2020年 3 月 モバイルクリエイイト(株)取締役執行役員営業部部长 (現任) 2020年 3 月 当社取締役執行役員社長室長 (現任)	4,600株
<p><b>【候補者とした理由】</b>            岐部和久氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイイト株式会社に入社以来、同社管理部門、経営企画部門の要職を歴任し、2018年7月の当社設立と共に取締役に就任しました。当社の広報・IR部門担当取締役としての専門性の高い知識と経験を活かし、当社グループの経営に大きく寄与していただけると判断し選任しております。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
4	再任  あちは たかのり 阿知波 孝 典 (1962年2月9日生)	1985年4月 (株)大分銀行入行 2007年3月 同行 大在支店長 2011年7月 大分ベンチャーキャピタル(株)代表取締役 2014年6月 (株)大分銀行法人営業支援部長 2015年6月 同行 執行役員法人営業支援部長 2016年6月 同行 執行役員別府支店長 2017年7月 モバイルクリエイイト(株)入社 参与 2017年7月 (株)石井工作研究所経営企画室長 2018年3月 同社 取締役経営企画室長 2018年7月 モバイルクリエイイト(株)取締役 2018年8月 当社 グループ統括部長 2019年2月 モバイルクリエイイト(株)取締役経営企画室長 2019年2月 ciRobotics(株)取締役(現任) 2019年3月 当社 取締役グループ統括部長 2019年12月 (株)ケイティーエス取締役(現任) 2020年2月 (株)オプトエスピー取締役(現任) 2020年3月 モバイルクリエイイト(株)取締役執行役員経営企画室長(現任) 2020年3月 (株)石井工作研究所取締役執行役員経営企画室長(現任) 2020年3月 当社取締役執行役員グループ統括部長(現任)	—株
<p><b>【候補者とした理由】</b>  阿知波孝典氏は、長年にわたり金融機関等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社グループの中核企業である株式会社石井工作研究所に入社以来、同社経営企画部門の要職を歴任し、2018年7月の当社設立と共にグループ統括部長、2019年3月には取締役に就任しました。金融機関における豊富な経験と高度な知識を活かし、当社グループの経営に大きく寄与していただけると判断し選任しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする会社役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年8月更新予定です。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

**【保険契約の内容の概要】**

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置  
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役山口登氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。会社法第331条第6項による監査等委員会設置会社として欠員が生じる事とはならないものの、常勤監査等委員が不在となり監査等委員である社外取締役に期待されている機能を発揮させ監査の実効性を高めるには、十分な情報の提供が必要であるため、常勤監査等委員を置くことが適切であると判断し、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>          <div style="text-align: center;"> <small>もりもとまさあき</small>  <b>森本昌章</b>            (1956年9月29日生)         </div>	1979年4月 (株)大分銀行入行 2007年8月 同行 事務統括部副部長 2011年3月 モバイルクリエイト(株)入社管理部長 2011年8月 同社 取締役管理部長 2011年11月 同社 取締役営業部長 2012年8月 同社 常務取締役営業部長 2013年7月 (株)M. R. L 代表取締役社長 2016年6月 モバイルクリエイト(株)常務取締役 2017年6月 沖縄モバイルクリエイト(株)代表取締役社長 (現任) 2018年2月 (株)M. R. L 取締役 2018年7月 当社 常務取締役 2018年7月 (株)石井工作研究所取締役 2019年10月 (株)M. R. L 代表取締役 (現任) 2020年3月 モバイルクリエイト(株)取締役常務執行役員 (現任) 2020年3月 当社執行役員 (現任)	80,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 森本昌章氏は、当社グループの中核企業であるモバイルクリエイト株式会社に入社以来、同社営業部門、管理部門の要職を歴任し、2018年7月の当社設立と共に常務取締役に就任しました。これまで培われた豊富な経験と高い見識を当社グループの監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断し選任しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 森本昌章氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が規定した額とする責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、以下の内容を概要とする会社役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年8月更新予定です。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

#### 【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は2019年3月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除きます。）の報酬限度額を年額200百万円以内とすることをご承認頂いております。また、同株主総会において、取締役（監査等委員を除きます。）に対する報酬としての株式報酬型ストック・オプションを上記報酬限度額の範囲内で付与することをご承認頂いております。

今般、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入させていただきたく、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬限度額の範囲内にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本制度の導入に伴い上記の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止することとし、今後対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記報酬限度額の範囲内で年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が承認可決されますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったこと

を条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間(以下「役務提供期間」といいます。)の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大分県大分市府内町二丁目1番4号  
トキハ会館 5階「ローズ」  
※会場は午前10時開館です。



### 【会場までのアクセス】

- ◆ J R ご利用の場合  
J R 「大分駅」下車 府内中央口(北口)より徒歩5分、タクシー2分
- ◆ バスをご利用の場合  
大分バス「トキハ前」下車、徒歩1分
- ◆ 大分空港よりお越しの場合  
大分交通エアライナーバスで「J R 大分駅前」まで60分  
J R 大分駅前から徒歩5分、タクシー2分

総会ご出席者へのおみやげはご用意しており  
ませんので、あらかじめご了承くださいませ  
ようお願い申し上げます。

